



持続可能な食と地域づくりに向けて

～ わが国の食料安全保障の確立のため国民的議論を ～

平成30年12月12日

全国農業協同組合中央会

会 長 中 家 徹



なぜ、いま、「食料安全保障」を問うのか。





【主な理由】

①食料自給率・食料自給力の低迷

⇒農地・人など生産基盤の弱体化

「国内生産を維持・増大させられるか」

②災害の多発と世界的な人口増

⇒世界規模の災害・人口増、食料供給不安定化の恐れ

「食だけでなく、地域の安全保障を守れるか」

③国民の認識と国際化の進展

⇒TPPや日EU-EPAの発効、TAGなど、かつてない国際化

「国民・消費者の食の安全・安心を守れるか」



平成11年「食料・農業・農村基本法」の制定から20年



わが国では、同基本法に食料の安定供給の確保(食料安全保障)の記述がある。

食料・農業・農村基本法 —平成11年7月16日制定—

第一章 総則(抜粋)

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

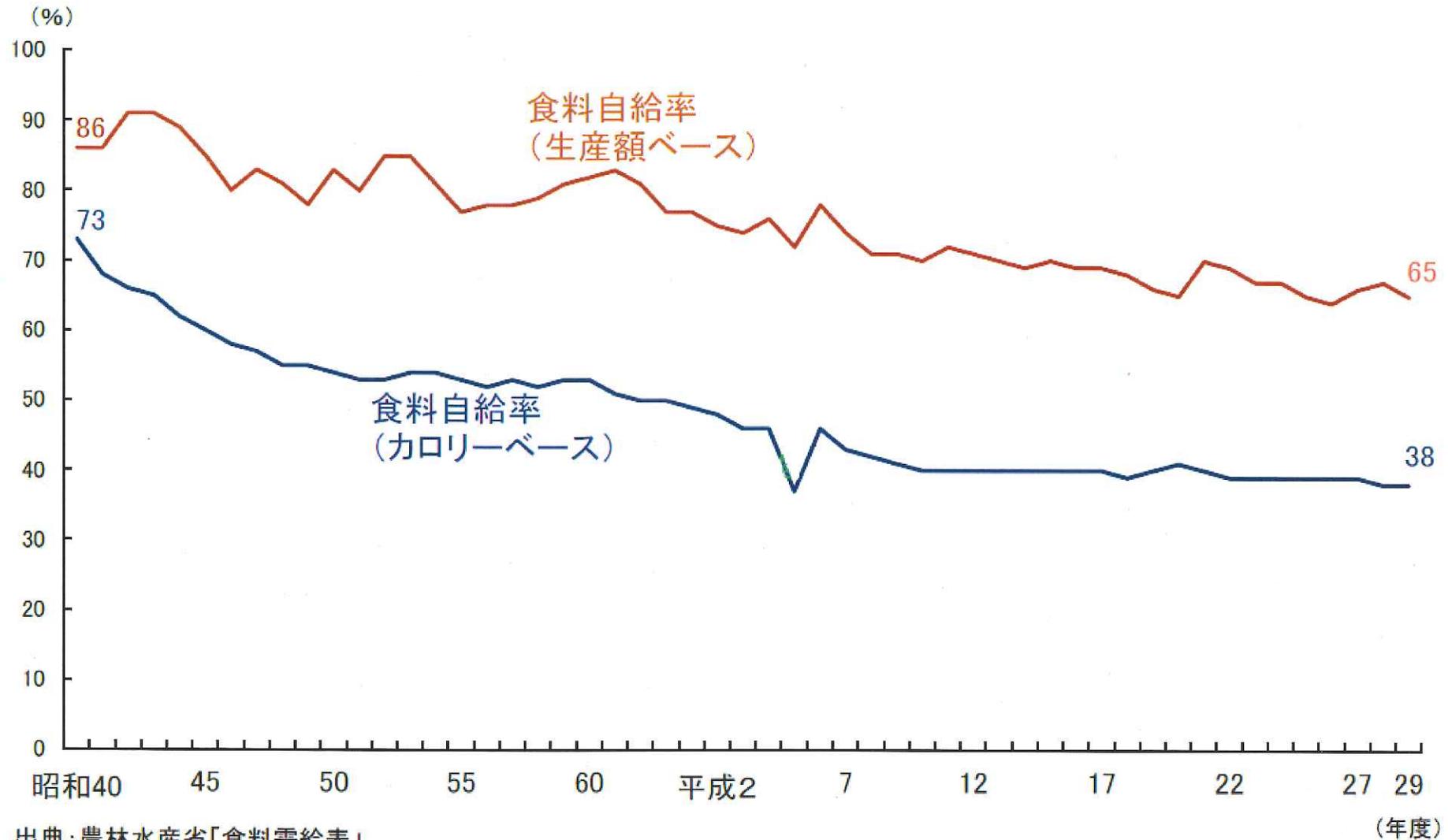


当時、基本法制定のため、JAグループを中心に1,000万人署名

生協・労働組合等と連携して約6カ月で署名・回収。



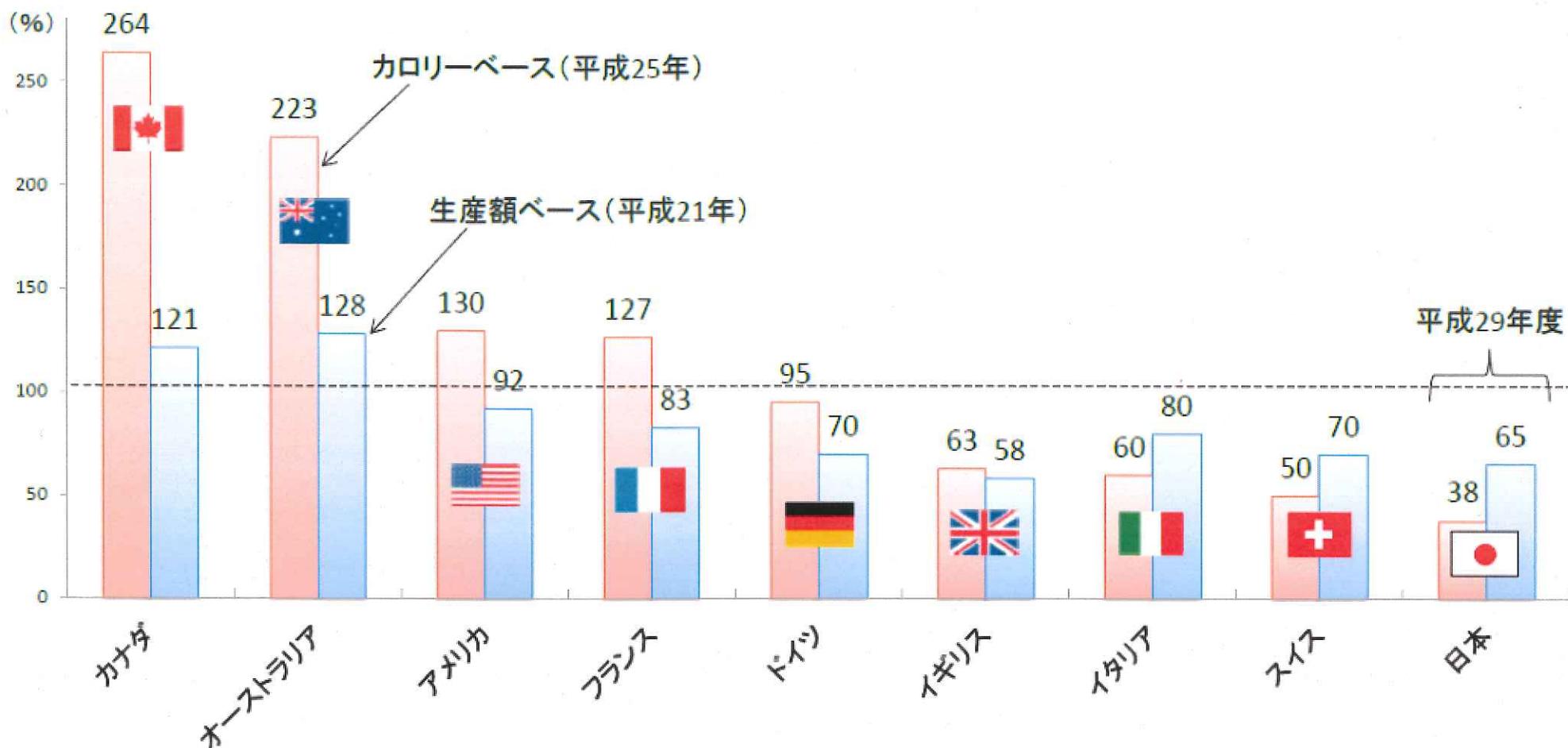
日本のカロリーベース食料自給率は、38%。2年連続で過去2番目の低水準。



出典:農林水産省「食料需給表」



日本の食料自給率は、先進国の中で最低水準。



出典：農林水産省「食料需給表」、FAO“Food Balance Sheets”等を基に農林水産省が試算。(アルコール類等は含まない)

注1: 数値は暦年(日本のみ年度)。スイス及びイギリス(生産額ベース)については、各政府の公表値を掲載。

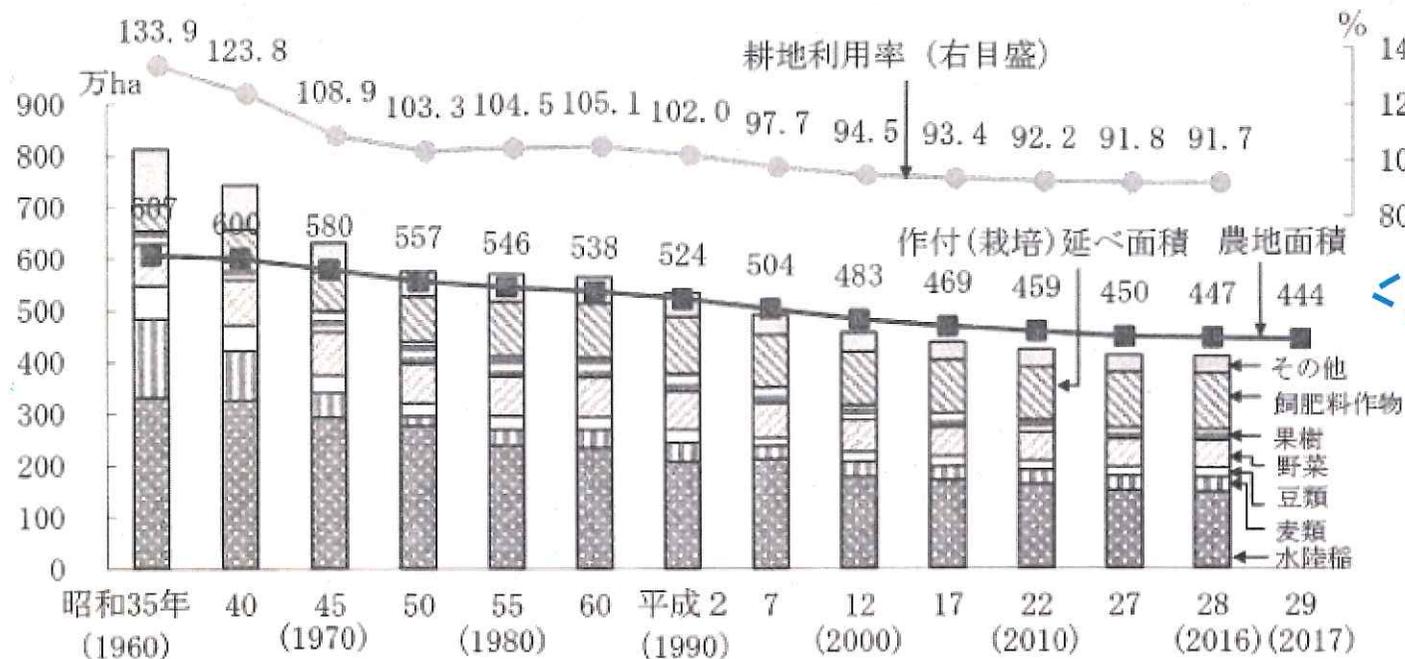
注2: 畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。



食料自給力の基本は「農地」と「人」、近年大きく減少



- 農地面積・作付面積・耕地利用率ともに減少傾向が続く
- このまま減少傾向が続けば、政府の見通し440万haを割り込む可能性



＜政府の見通し＞
農地面積:440万ha
延べ作付面積:443万ha
耕地利用率:101%

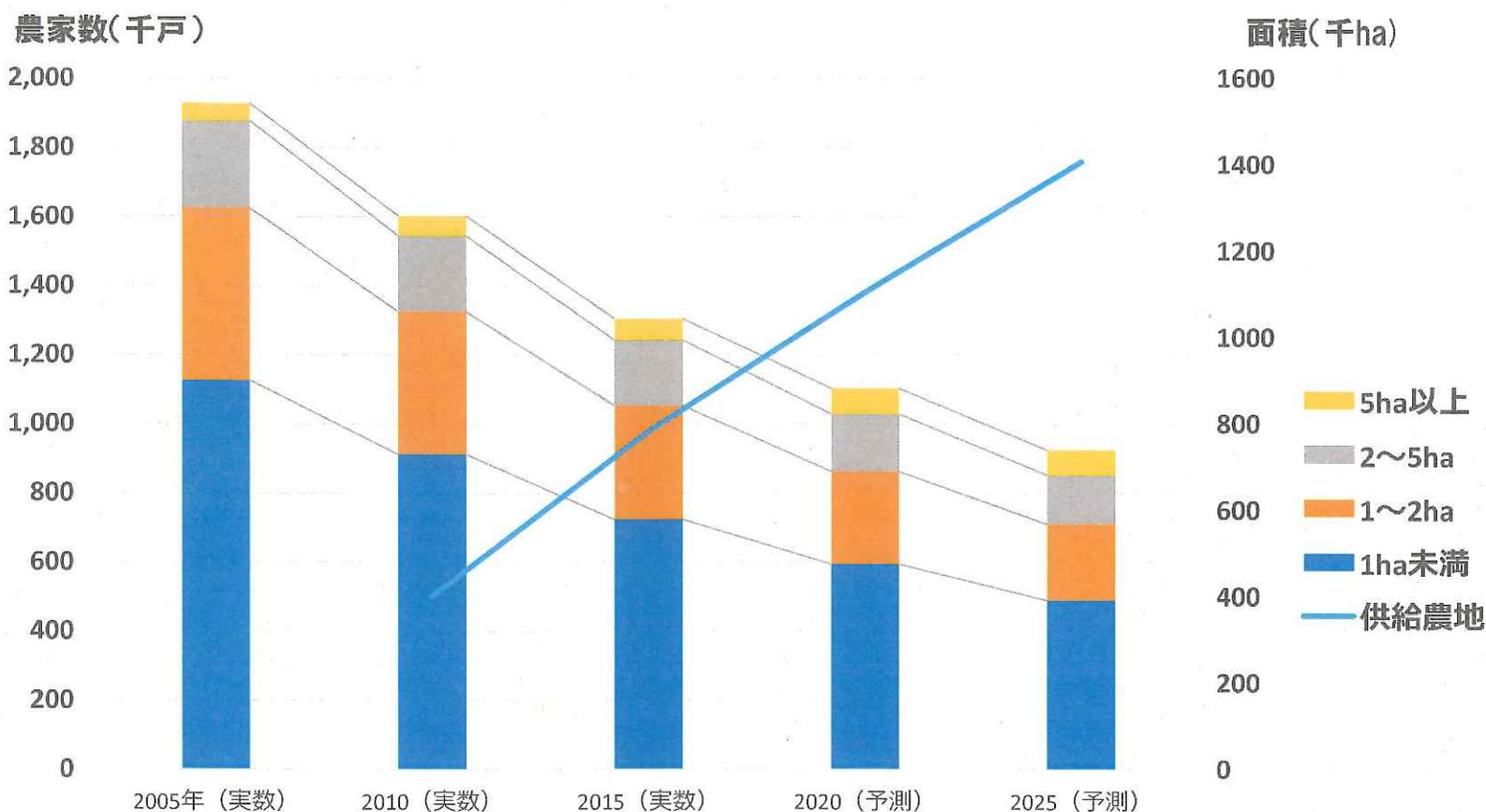
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 耕地利用率 (%) = 作付(栽培)延べ面積/農地面積 × 100

2) その他は、かんしょ、雑穀、工芸農作物、その他作物



- 農家数(都府県)は2005年193万戸から2025年93万戸に減少(特に1ha未満農家の減少が著しい)
- 今後も供給農地(離農に伴い供給される農地)は増加する予測
- 農地の保全と担い手の育成・確保が課題



出典：農研機構「2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報」より全中が作成。
なお、これには農業就業人口や離農にともなう供給農地、担い手経営の数、農地の耕作者として担い手経営に期待される経営面積など2025年までの予測結果(県別、市町村別)が掲載。



食料自給力の基本は「農地」と「人」、近年大きく減少



- 農業就業人口は、直近で年約10万人強の減少。
- 基幹的農業従事者も、年約8万人減と減少速度が加速化。
- 若手農業者・新規就農者の育成と定着が急務（農業就業人口の約66%が65歳以上）。

単位：万人、歳

	平成 22年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	22~27年	28~29年
農業就業人口	260.6	209.7	192.2	181.6	年平均▲10.2	▲10.6
うち 65 歳以上	160.5	133.1	125.4	120.7	年平均▲ 5.5	▲ 4.7
平均年齢	65.8	66.4	66.8	66.7		
基幹的農業従事者	205.1	175.4	158.6	150.7	年平均 ▲5.9	▲ 7.9
うち 65 歳以上	125.3	113.2	103.1	100.1	年平均 ▲2.4	▲ 3.0
平均年齢	66.1	67.0	66.8	66.6		

注1：「農業就業人口」とは、満15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事したもの又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者

注2：「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

（資料）農水省「農林業センサス」（平成22年、27年）、農水省「農業構造動態調査」（平成28年、29年）により、全中作成

【新規就農者の数】

平成29年度 55,670人（前年度比▲4,480人）

うち49歳以下 20,760人（前年度比▲1,290人）

27年度に6万人台に回復していたが、再び、6万人を割り込む（離農者の数に全くおいついていない）

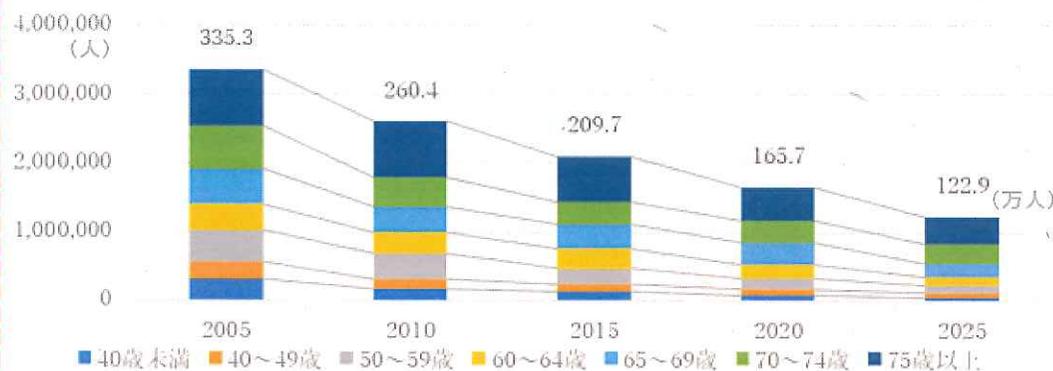


・約10年後(2025年)は123万人に減少(▲約87万人:4割減)、うち65歳以上は66%⇒約72%

【農業就業人口の推移と見通し】

(単位:千人)

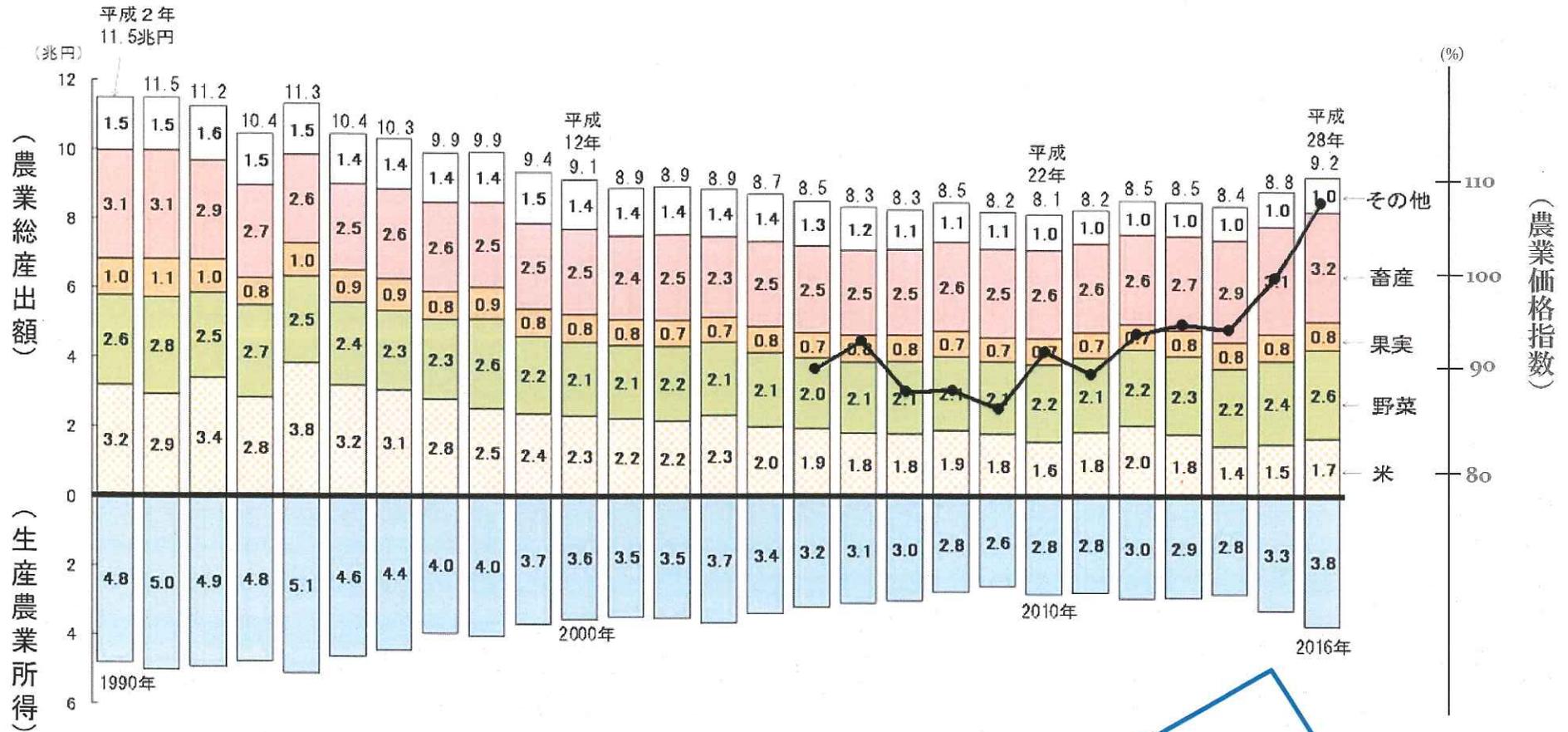
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	減少人数 (2025/2015)	減少率 (2025/2015)
40歳未満	318	177	141	91	56	85	60%
40~49歳	240	147	110	83	61	49	44%
50~59歳	479	358	234	158	103	131	56%
60~64歳	365	319	280	200	124	156	56%
65~69歳	518	360	347	322	212	135	39%
70~74歳	610	436	321	323	277	44	14%
75歳以上	823	807	663	480	395	268	40%
合計	3,353	2,604	2,097	1,657	1,229	868	41%



出典:農研機構「2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報」より全中が作成。
 なお、これには農業就業人口や離農にともなう供給農地、担い手経営の数、農地の耕作者として担い手経営に期待される経営面積など2025年までの予測結果(県別、市町村別)が掲載。



農業産出額と生産農業所得等の推移



出典：農林水産省統計資料を全中で加工

直近の農業産出額の上昇は、農産物の品薄による単価高が要因。



(単位:千トン)

	平成12年	17	22	27	28	増減数量 (28年/12年)	増減率 (28年/12年)
穀類	10,422	10,090	9,317	9,645	9,540	△882	△8%
(米)	9,490	8,998	8,554	8,429	8,550	△940	△10%
(小麦)	688	875	571	1,004	791	103	15%
いも類	3,971	3,805	3,154	3,220	3,064	△907	△23%
でんぷん	2,892	2,860	2,580	2,473	2,502	△390	△13%
豆類	366	352	317	346	291	△75	△20%
野菜	13,704	12,492	11,730	11,856	11,633	△2071	△15%
果実	3,847	3,703	2,960	2,969	2,915	△932	△24%
肉類	2,982	3,045	3,215	3,268	3,291	309	10%
(牛肉)	521	497	512	475	463	△58	△11%
(豚肉)	1,256	1,242	1,277	1,268	1,277	21	2%
(鶏肉)	1,195	1,293	1,417	1,517	1,545	350	29%
鶏卵	2,535	2,469	2,506	2,544	2,562	27	1%
牛乳及び乳製品	8,414	8,293	7,631	7,407	7,346	△1068	△13%
砂糖類	2,577	2,456	2,327	2,183	2,218	△359	△14%
油脂類	2,200	2,037	1,980	2,003	1,991	△209	△9%
その他食料	3,211	2,777	2,337	2,156	1,993	△1218	△38%
合計	57,121	54,379	50,054	50,070	49,346	△7775	△14%

出典:農林水産省統計資料を全中で加工

農業産出額の上昇の一方、生産量・生産基盤は減退。



「食料安全保障」の世界における議論と定義



約20年前、世界では食糧不足が議論となり、96年世界食糧サミットにて宣言。

世界食糧安全保障に関するローマ宣言(骨子) — 世界食糧サミット 1996 —

1. 世界食糧サミットに集まった各国首脳及び代表は、全ての人は、十分な食糧に対する権利及び飢餓から解放される基本的権利とともに、安全で栄養のある食糧を入手する権利を有することを再確認する。全ての人にとっての食糧安全保障(food security for all)の達成、全ての国において飢餓を撲滅するための継続的努力、**まず2015年までに栄養不足人口を半減することを目指す**との政治的意思を宣誓する。
2. **世界には8億人以上の飢餓・栄養不足人口**が存在している。飢餓と食糧安全保障は地球的規模の問題であり、世界人口の増加等に鑑み、緊急に一致した行動をとることが必要である。
3. 平和で安定した政治的・社会的・経済的環境、民主主義、人権と基本的自由の保護、男女の平等は、食糧安全保障の達成のために必須である。貧困は食糧安全保障を妨げる一つの主要原因であり、また、紛争、テロリズム、腐敗及び環境劣化も食糧安全保障を大きく脅かしている。
4. **現在及び未来の世代の食糧安全保障の達成**のため、各国政府は平和、社会的・政治的・経済的な安定と男女平等を確保する政策を実施しなければならない。また、全ての人にとっての食糧安全保障の達成に向け、各国政府及び国連諸機関等との協力が必要である。
5. **食糧は政治的、経済的圧力的手段として利用されてはならない。**
6. 食糧安全保障の達成に向けて、次のことが必要である。
 - (1) 人材の開発、研究及びインフラに対する投資を導くような政策を採用する。
 - (2) 雇用と所得の創出、生産資源及び財源への公平なアクセスを促進する。
 - (3) **生産者と消費者が利用可能な資源を経済的に健全でかつ持続可能な形で利用することを奨励するような貿易政策**を追求する。
 - (4) **持続可能な農林水産業及び農村開発が食糧安全保障にとって重要**であることを認識する。
 - (5) 病虫害、干魃及び天然資源の劣化と戦う緊急行動の必要性を自覚する。
7. 持続的な食糧安全保障政策の実施のために債務の救済を含むあらゆる資金の動員を図る。



8. 次の7つのコミットメントを約束する。

コミットメント1

貧困の根絶と永続的平和のための最も良い条件を創るような、男女平等に基づいた政治的・社会的・経済的環境を確保する。

コミットメント2

貧困及び不平等の根絶と食糧へのアクセスの改善を目指す政策を実施する。

コミットメント3

農業の多面的機能を考慮しつつ、持続可能な農林水産業及び農村開発政策を追求する。

コミットメント4

農業貿易政策及び全般的な貿易政策が、公正で市場指向の世界貿易システムを通じて、全ての人のための食糧安全保障の向上に資するよう確保することに努める。

コミットメント5

自然災害と人災の防止と対応準備及び緊急的食糧需要への対応に努める。

コミットメント6

人的資源、持続可能な農林水産システム及び農村開発を助長するため、公的及び民間投資を促進する。

コミットメント7

国際協力を行いつつ、全てのレベルで行動計画を実行し、フォローアップする。

9. 行動計画の実施を支持する。



【主な理由】

①食料自給率・食料自給力の低迷

⇒農地・人など生産基盤の弱体化

「国内生産を維持・増大させられるか」

②災害の多発と世界的な人口増

⇒世界規模の災害・人口増、食料供給不安定化の恐れ

「食だけでなく、地域の安全保障を守れるか」

③国民の認識と国際化の進展

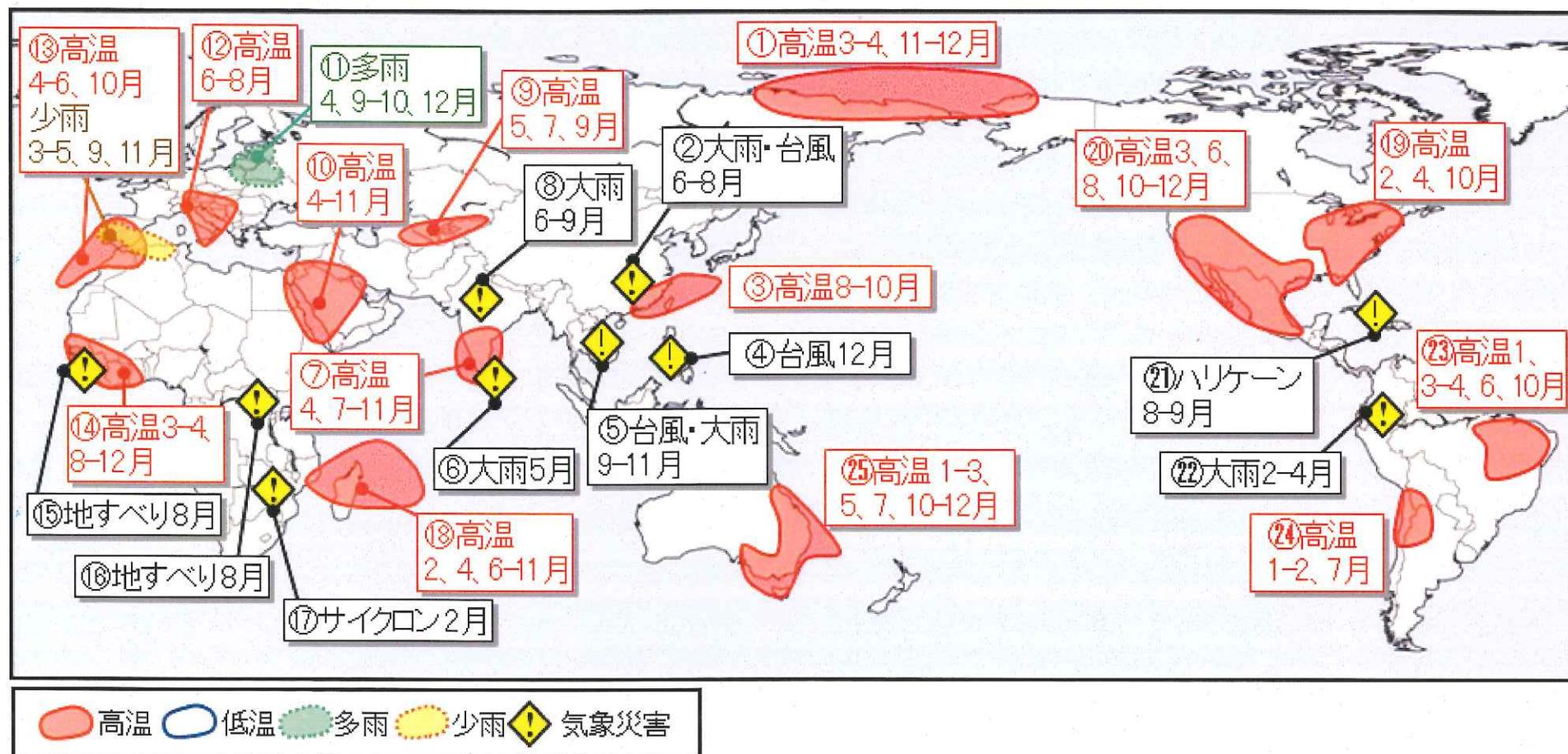
⇒TPPや日EU-EPAの発効、TAGなど、かつてない国際化

「国民・消費者の食の安全・安心を守れるか」



異常気象は全世界で発生、食料を海外に依存するわが国消費者にも影響の恐れ。

【世界の異常気象(2017年)】



出典: 気象庁HP



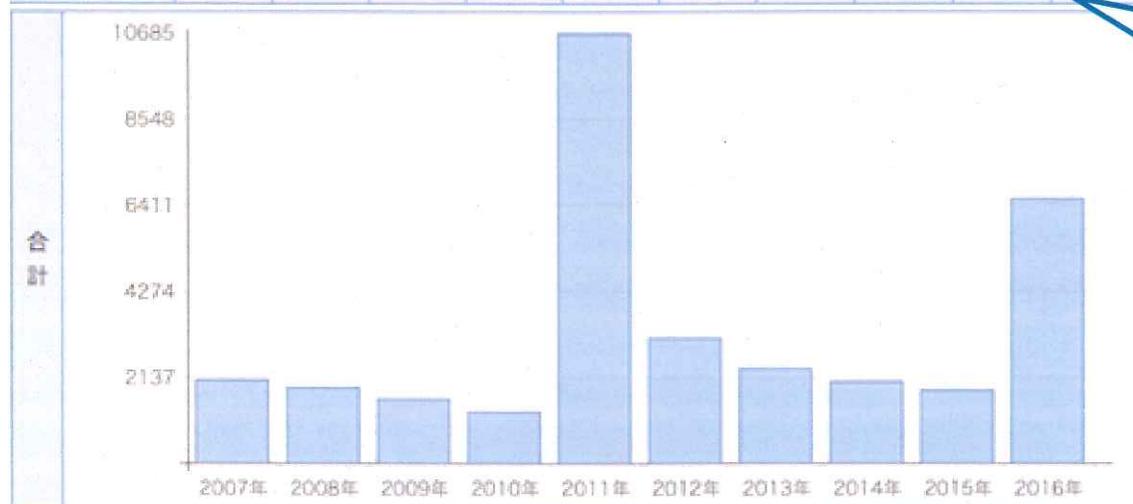
多発する災害、一時的な食料危機は度々起こっている



近年、地震、台風、大雨、雪害など災害が多発。

過去10年間に国内で発生した震度1以上の地震回数

期間	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	合計
2007年	1351	520	170	48	4	2	1	2	0	2098
2008年	1216	483	163	34	6	0	1	1	0	1904
2009年	1068	399	124	36	3	0	1	0	0	1631
2010年	883	294	99	32	5	0	0	0	0	1313
2011年	6518	2863	976	253	45	17	4	4	1	10681
2012年	2010	816	232	65	12	4	0	0	0	3139
2013年	1523	613	187	52	5	6	1	0	0	2387
2014年	1328	535	134	46	7	1	1	0	0	2052
2015年	1175	474	149	34	5	5	0	0	0	1842
2016年	4016	1778	601	159	18	5	6	2	2	6587
合計	21088	8775	2835	759	110	40	15	9	3	33634

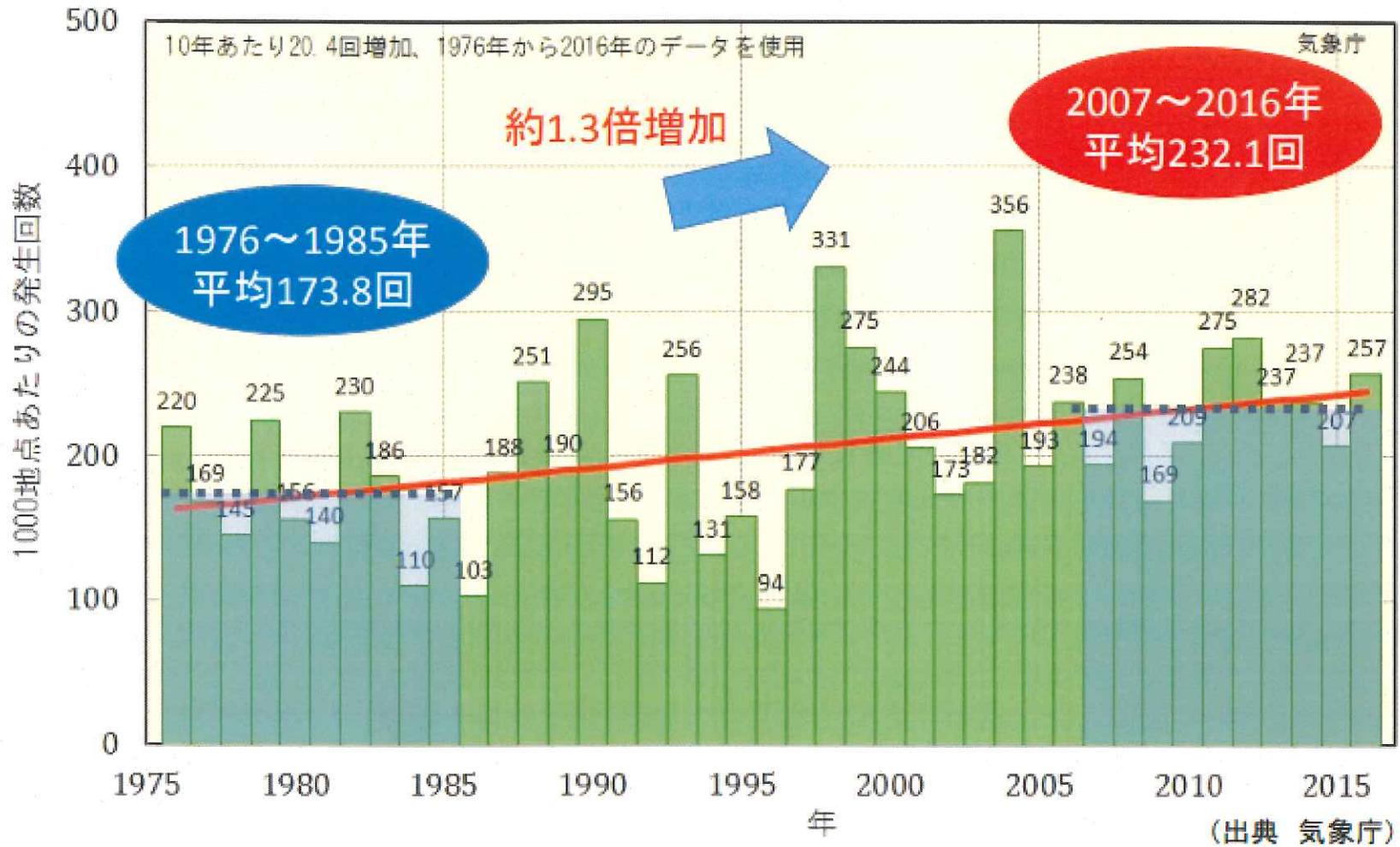


直近10年を見ると、地震の合計回数だけでなく、震度4以上の強い地震の回数も上昇。



◆ 時間降水量50mm以上の「非常に激しい雨」はここ30年で約1.3倍に増加

[アメダス]1時間降水量50mm以上の年間発生回数





本年も、地震災害や異常気象が複数発生、農業の生産基盤にも甚大な被害。

今年発生した大規模災害	農林水産業の被害額	うち農業関係の被害額
7月豪雨災害	3,025億円	1,645億円
台風21号	325億円	241億円
北海道胆振東部地震	700億円	417億円
台風24号	391億円	267億円

国民・消費者への安定した食料供給のため、農業の生産基盤を防災・減災の観点で維持・強化し、また、災害復旧に関連する政策や取り組みを引き続き措置する必要がある。



参考：近年のJAグループ災害支援・共助の取り組み



災害名称等	募 金 (単位:円)	全国連見舞金等 (単位:円)	支 援 隊 (単位:人日)
①平成23年3月 東日本大震災	1,514,738,202	10,229,920,943	15,673
②平成26年2月 関東甲信雪害	41,500,794	4,900,000	364
③平成28年4月 熊本地震	317,844,691	1,000,000	2,624
④平成28年8月 北海道・東北豪雨	72,648,739	1,800,000	—
⑤平成30年7月 西日本豪雨	200,853,633	3,000,000	1,170
⑥平成30年9月 北海道胆振東部地震	110,000,000	1,000,000	—



一方、災害対策の観点から、農業の多面的機能の評価は高い。

機能の種類	評価額	評価方法
洪水防止機能	3兆4,988億円/年	水田及び畑の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価(代替法)
河川流況安定機能	1兆4,633億円/年	水田のかんがい用水を河川に安定的に還元する能力を、利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価(代替法)
地下水涵養機能	537億円/年	水田の地下水涵養量を、水価割安額(地下水と上水道との利用料の差額)により評価(直接法)
土壌侵食(流出)防止機能	3,318億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌侵食量を、砂防ダムの建設費により評価(代替法)
土砂崩壊防止機能	4,782億円/年	水田の耕作により抑止されている土砂崩壊の推定発生件数を、平均被害額により評価(直接法)
有機性廃棄物分解機能	123億円/年	都市ゴミ、くみ取りし尿、浄化槽汚泥、下水汚泥の農地還元分を最終処分場を建設して最終処分した場合の費用により評価(代替法)
気候緩和機能	87億円/年	水田によって1.3℃の気温が低下すると仮定し、夏季に一般的に冷房を使用する地域で、近隣に水田がある世帯の冷房料金の節減額により評価(直接法)
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円/年	家計調査のなかから、市部に居住する世帯の国内旅行関連の支出項目から、農村地域への旅行に対する支出額を推定(家計支出)

農業の多面的機能の価値を、あらためて調査分析・評価・確認する必要があるのではないか。

出典: 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)抜粋



世界的にはいまだに深刻な食糧不足



わが国で食糧不足は発生していないが、世界では依然として深刻・偏在化。



栄養不足の人口の割合 (2014年~2016年)



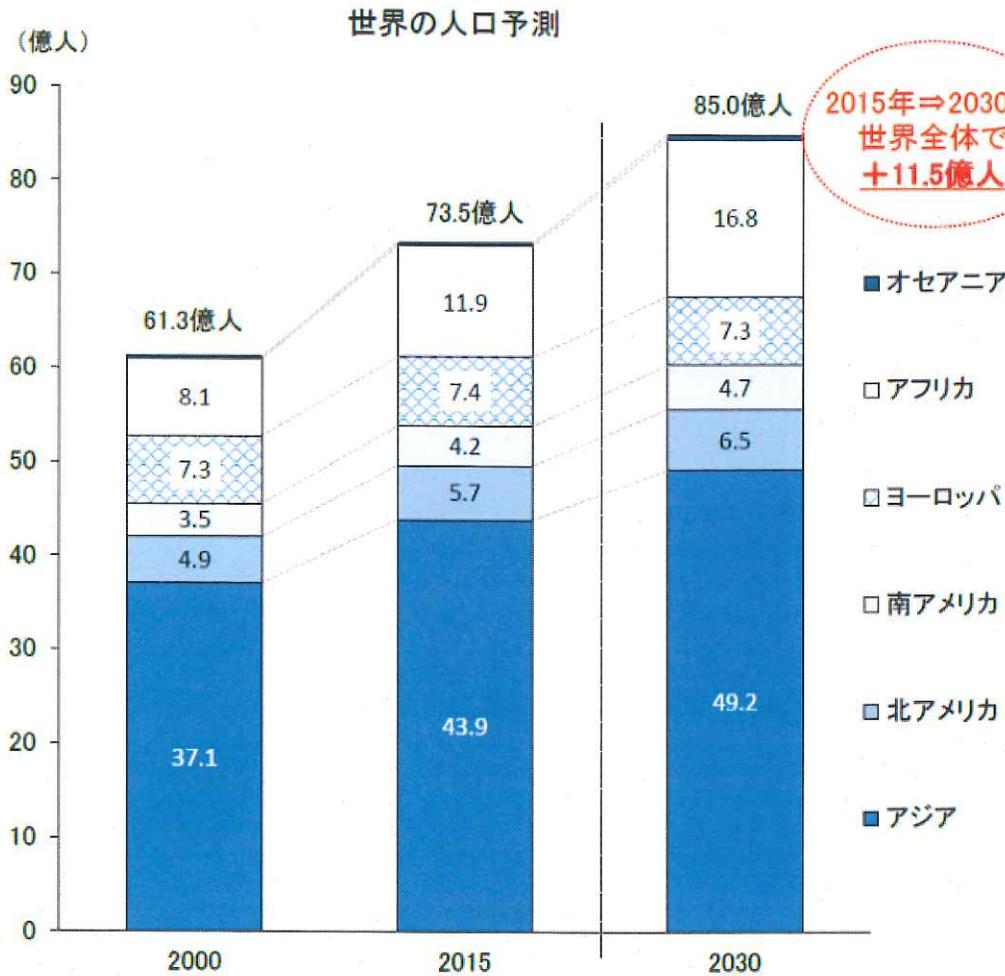
© 2015 World Food Programme (WFP). 本報告書は、WFPの活動に関する情報を提供するために作成されています。WFPの活動は、世界の飢餓を減らすことに貢献しています。

WFPの活動は、世界の飢餓を減らすことに貢献しています。WFPの活動は、世界の飢餓を減らすことに貢献しています。

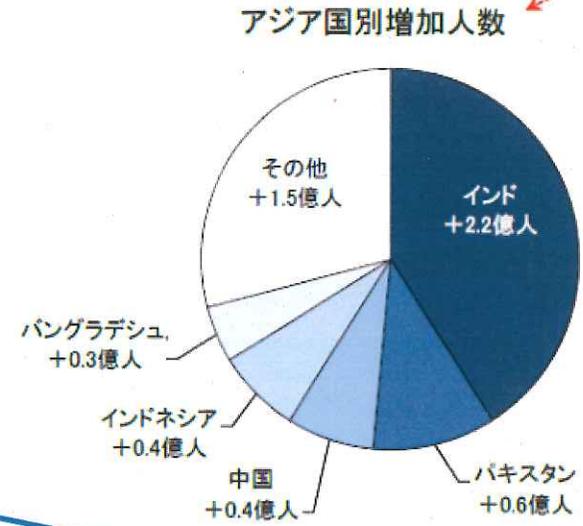
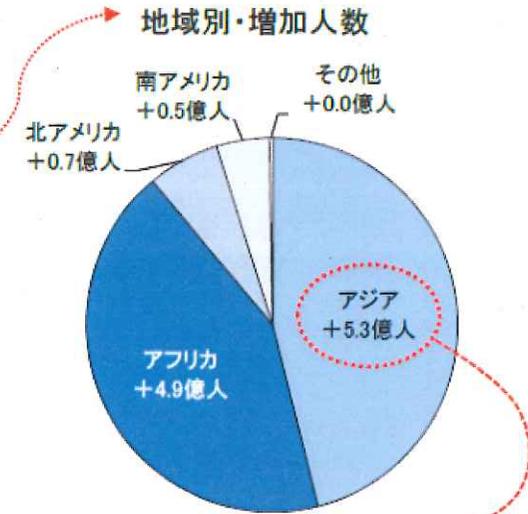
WFPの活動は、世界の飢餓を減らすことに貢献しています。WFPの活動は、世界の飢餓を減らすことに貢献しています。



今後も見込まれる世界の人口増加



2015年⇒2030年
世界全体で
+11.5億人

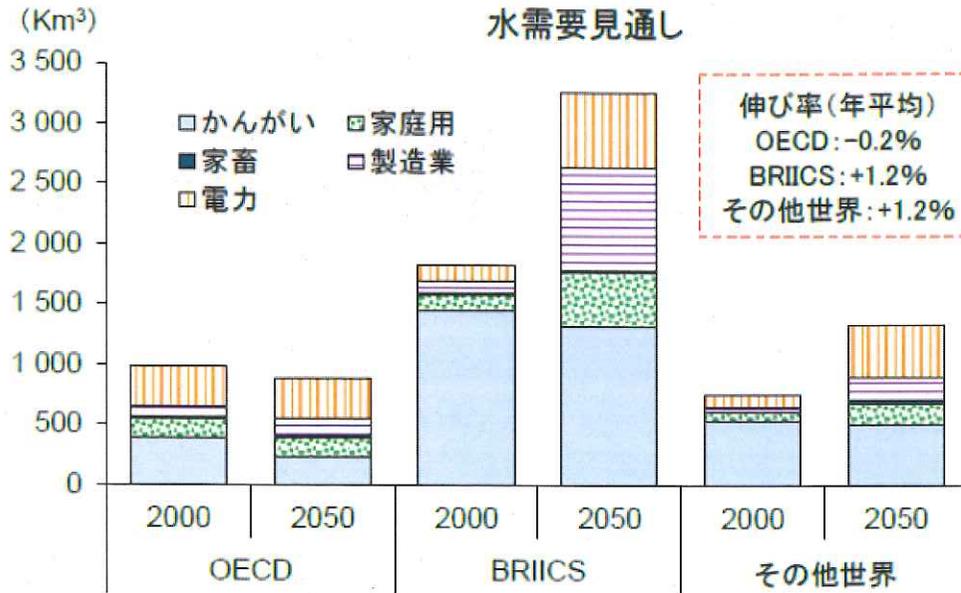


出典:内閣府「2030年展望と改革タスクフォース報告書参考資料」

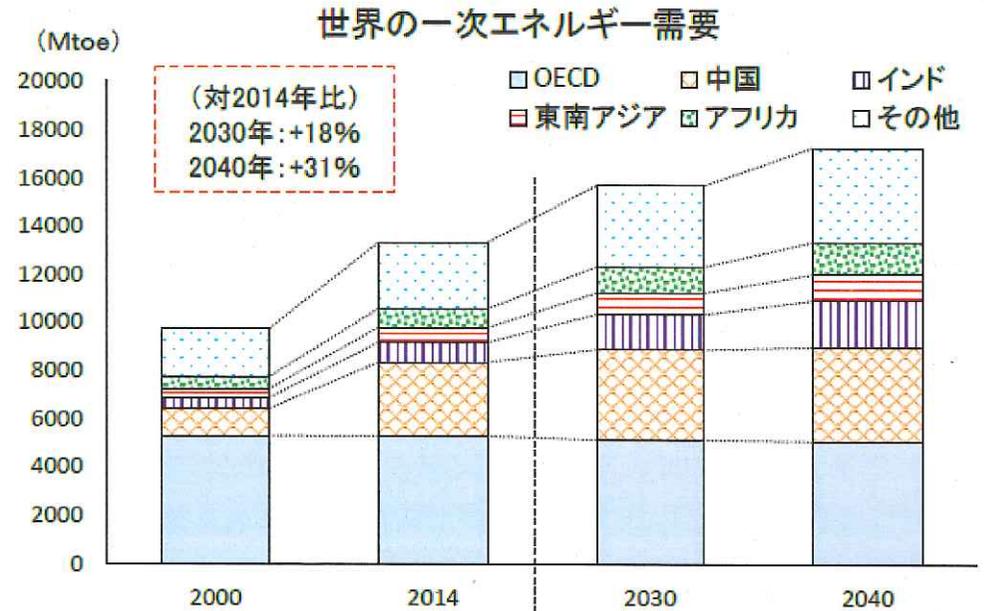
わが国が国内生産を増大せず食料の海外依存を続ける限り、世界にさらなる飢餓人口を生み続けることになる。



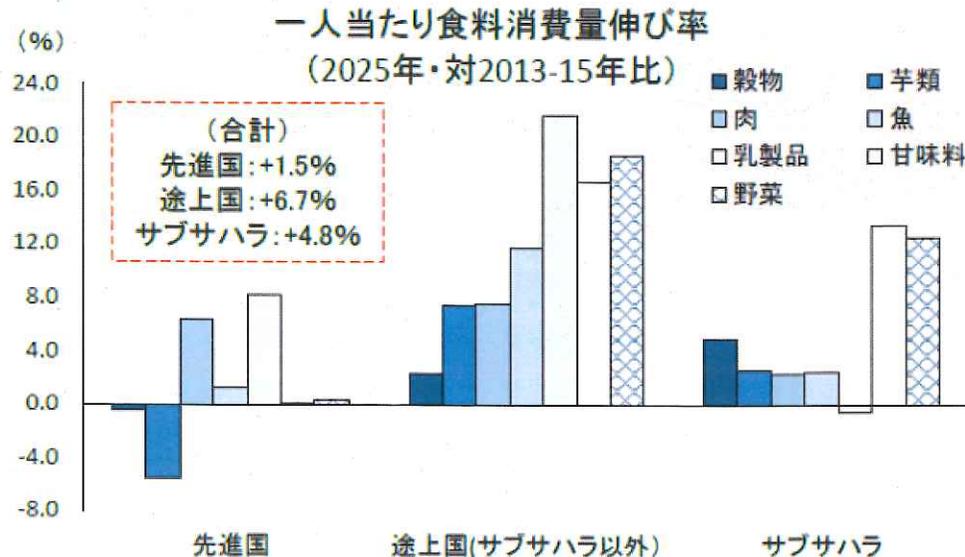
世界の水・エネルギーおよび食料需要の増加



出典:内閣府「2030年展望と改革タスクフォース報告書参考資料」



出典:内閣府「2030年展望と改革タスクフォース報告書参考資料」



出典:内閣府「2030年展望と改革タスクフォース報告書参考資料」

人口増加とあいまって、今後ますます水・エネルギーおよび食料の需要は高まる。わが国もいずれ、その十分な調達ができなくなる懸念。



【主な理由】

①食料自給率・食料自給力の低迷

⇒農地・人など生産基盤の弱体化

「国内生産を維持・増大させられるか」

②災害の多発と世界的な人口増

⇒世界規模の災害・人口増、食料供給不安定化の恐れ

「食だけでなく、地域の安全保障を守れるか」

③国民の認識と国際化の進展

⇒TPPや日EU-EPAの発効、TAGなど、かつてない国際化

「国民・消費者の食の安全・安心を守れるか」



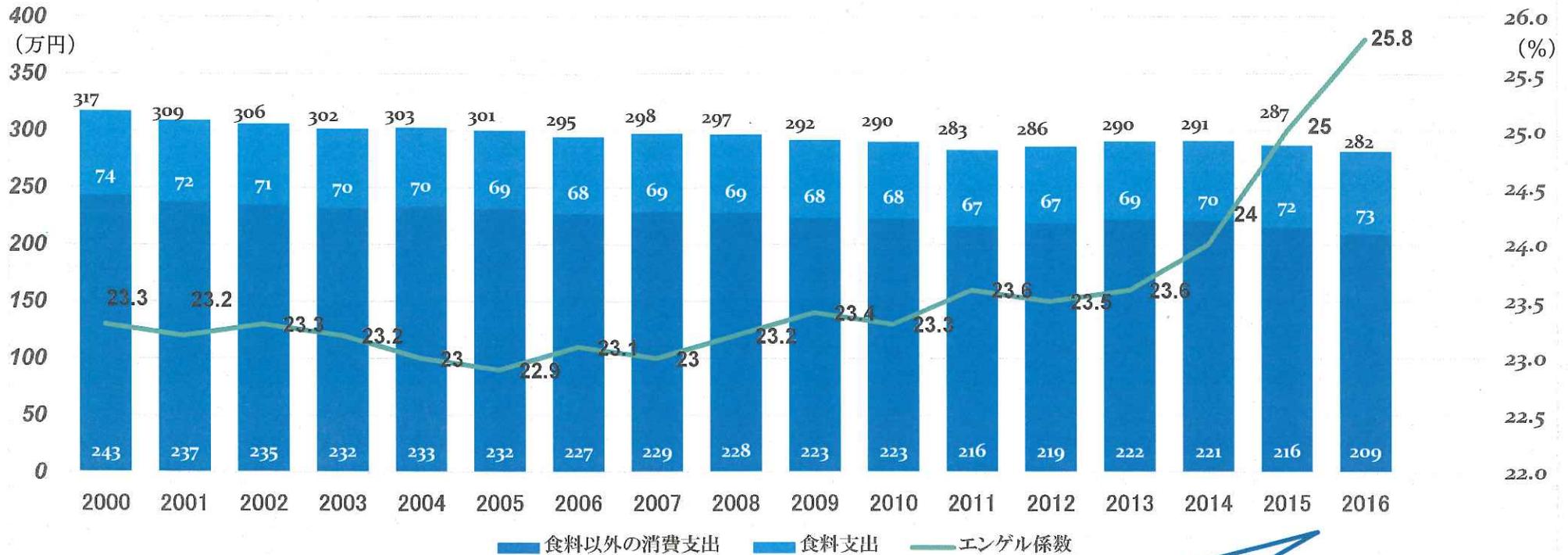
食料・農業・農村に対する国民・消費者の認識と思い



食料

近年、国民・消費者の食料消費支出とエンゲル係数は上昇傾向。

1世帯当たり1か月の消費支出、食料消費支出、エンゲル係数



出典:総務省「家計調査」より全中作成

世帯あたりの食料消費支出の上昇については、円安による輸入食品および飼料価格の上昇、世帯の単位の縮小など、複合的な要因があるか。



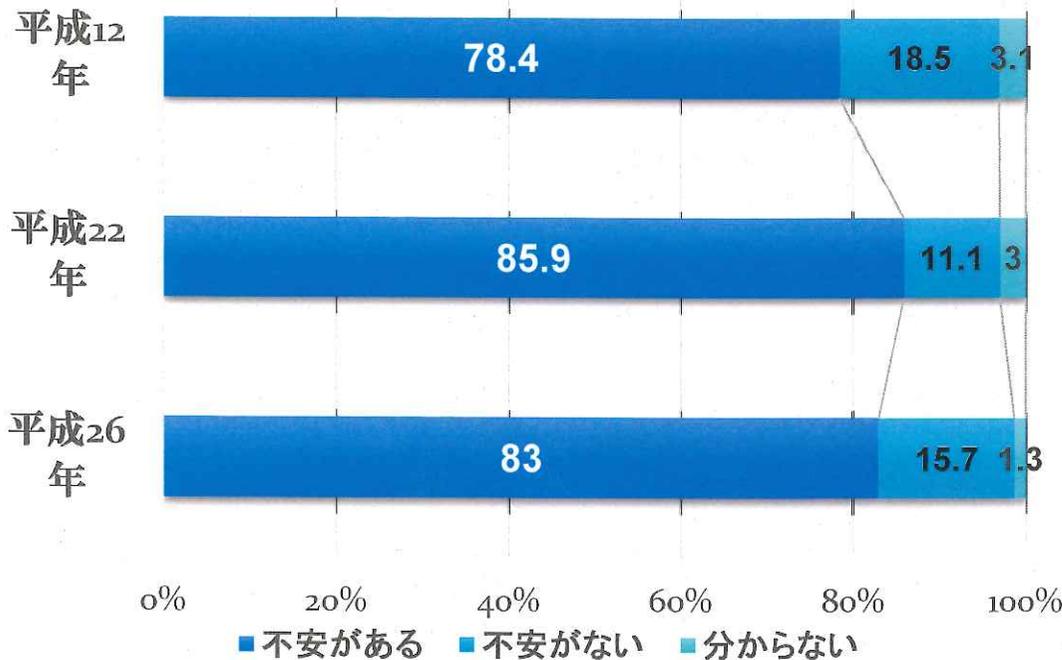
食料・農業・農村に対する国民・消費者の認識と思い



食料・農業

- 22年、世界的な需給変動が生じたこともあり、国民・消費者の不安増す
- 26年、依然として国民・消費者の83%が将来の食料供給を不安視

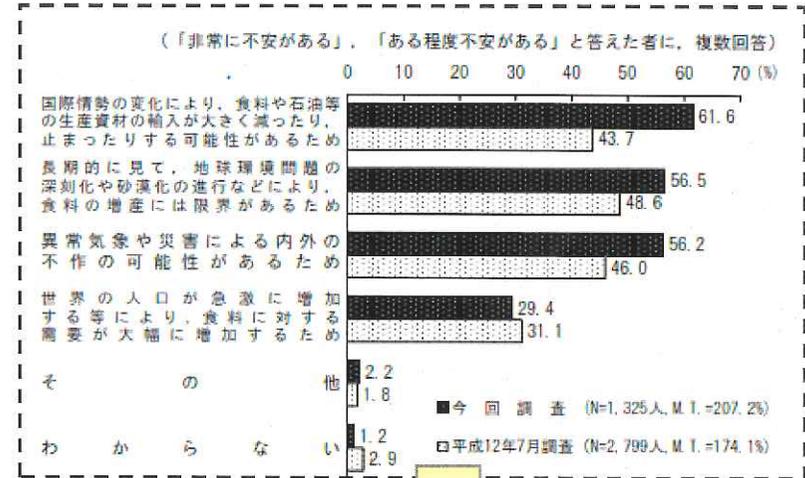
【国民の食料供給に対する不安】



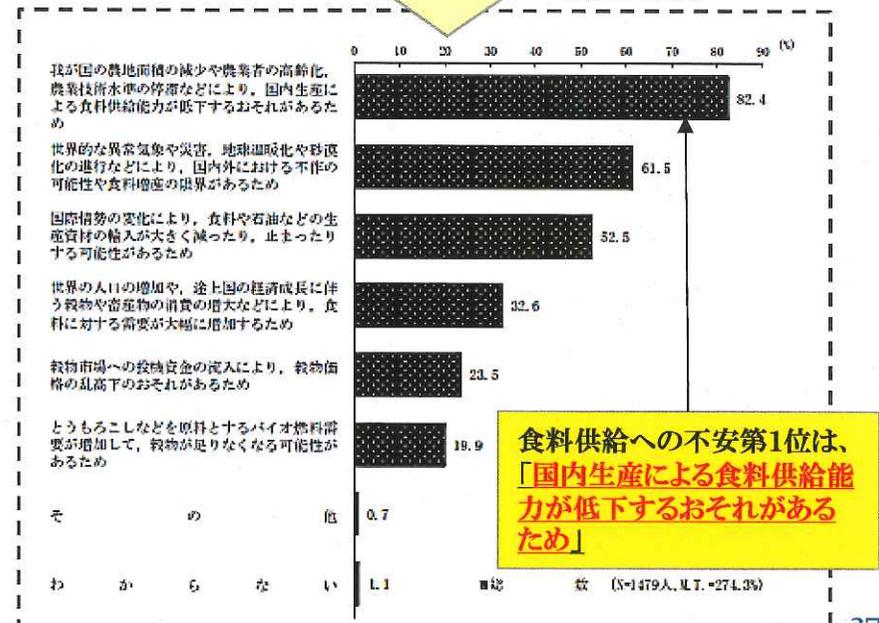
出典：内閣府「食料の供給に関する特別世論調査」より全中作成

国民・消費者は、わが国の食料安定供給を懸念。

出典：内閣府「食料の供給に関する特別世論調査」



項目の変更

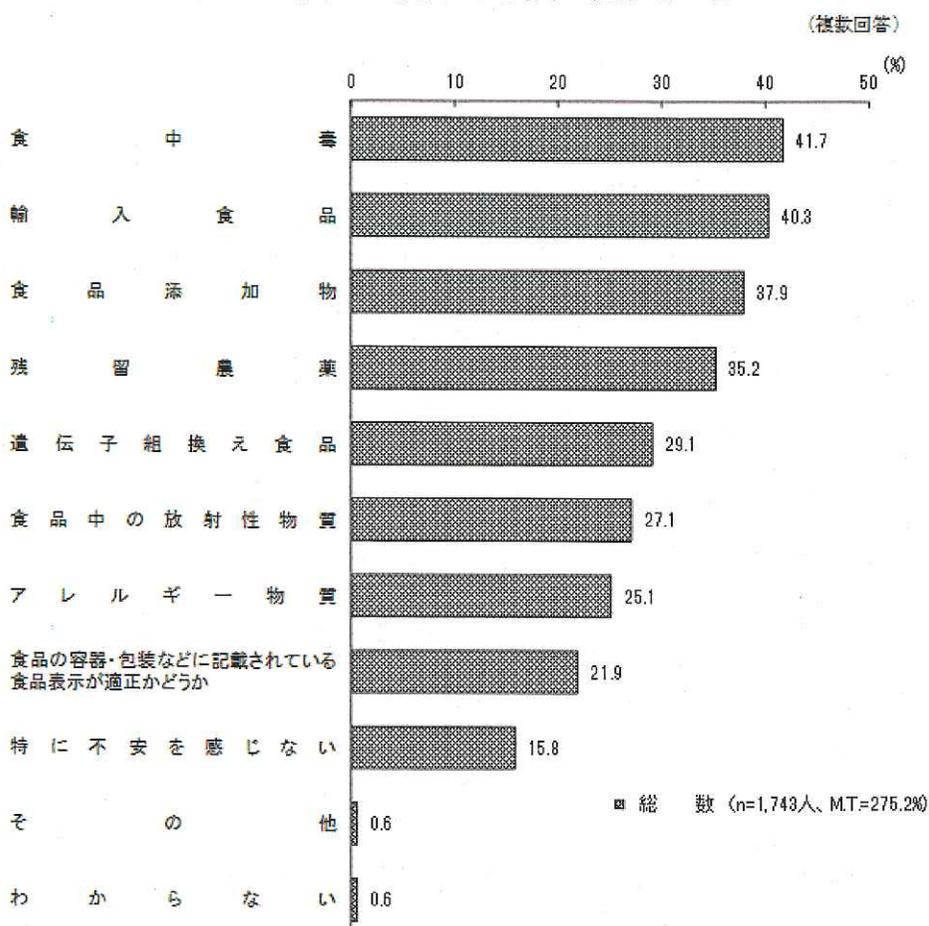




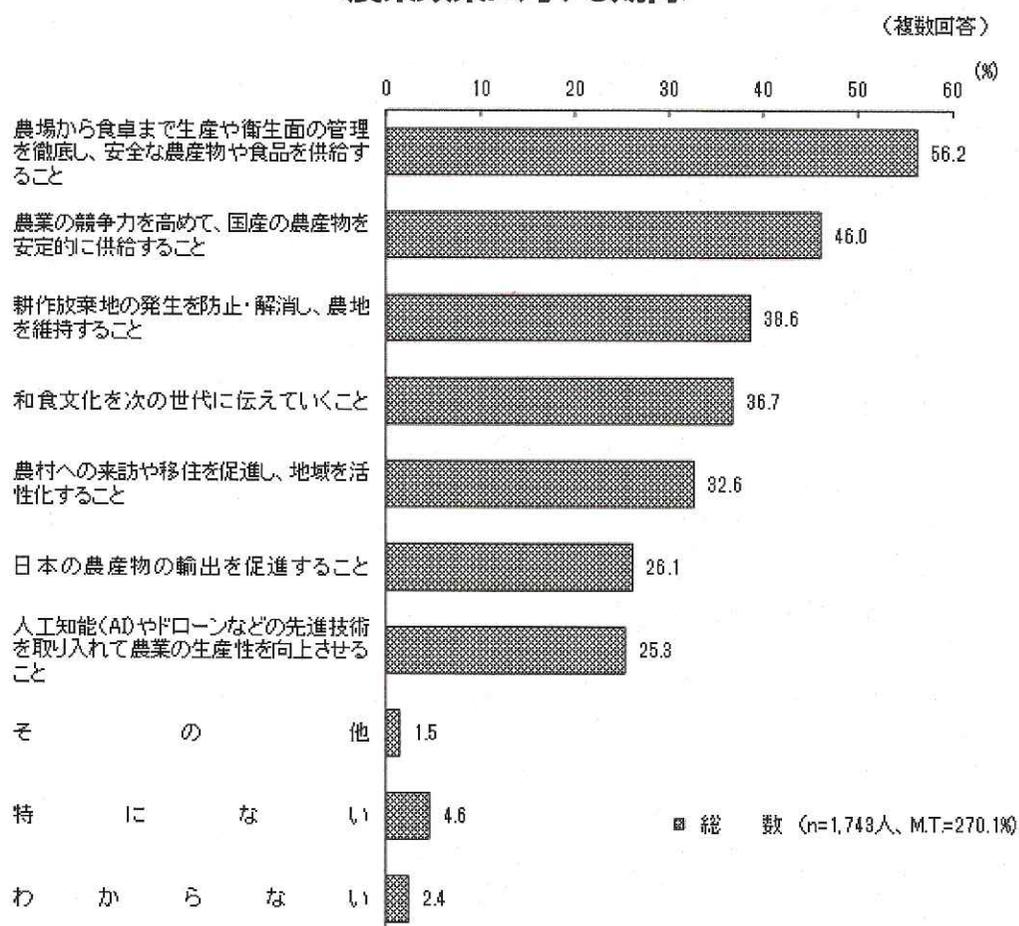
食料・農業

- 直近の内閣府調査では、食品の安全に関する不安要因は、「食中毒」「輸入食品」「食品添加物」の順に回答が多い。
- 農業政策に対する期待は、「安全な食品供給」「農産物の安定供給」「耕作放棄地の発生防止・農地維持」の順に回答が多い。

<食品の安全に関して不安に感じる事>



<農業政策に対する期待>



出典:内閣府「食と農林漁業に関する世論調査」(平成30年度)

出典:内閣府「食と農林漁業に関する世論調査」(平成30年度)



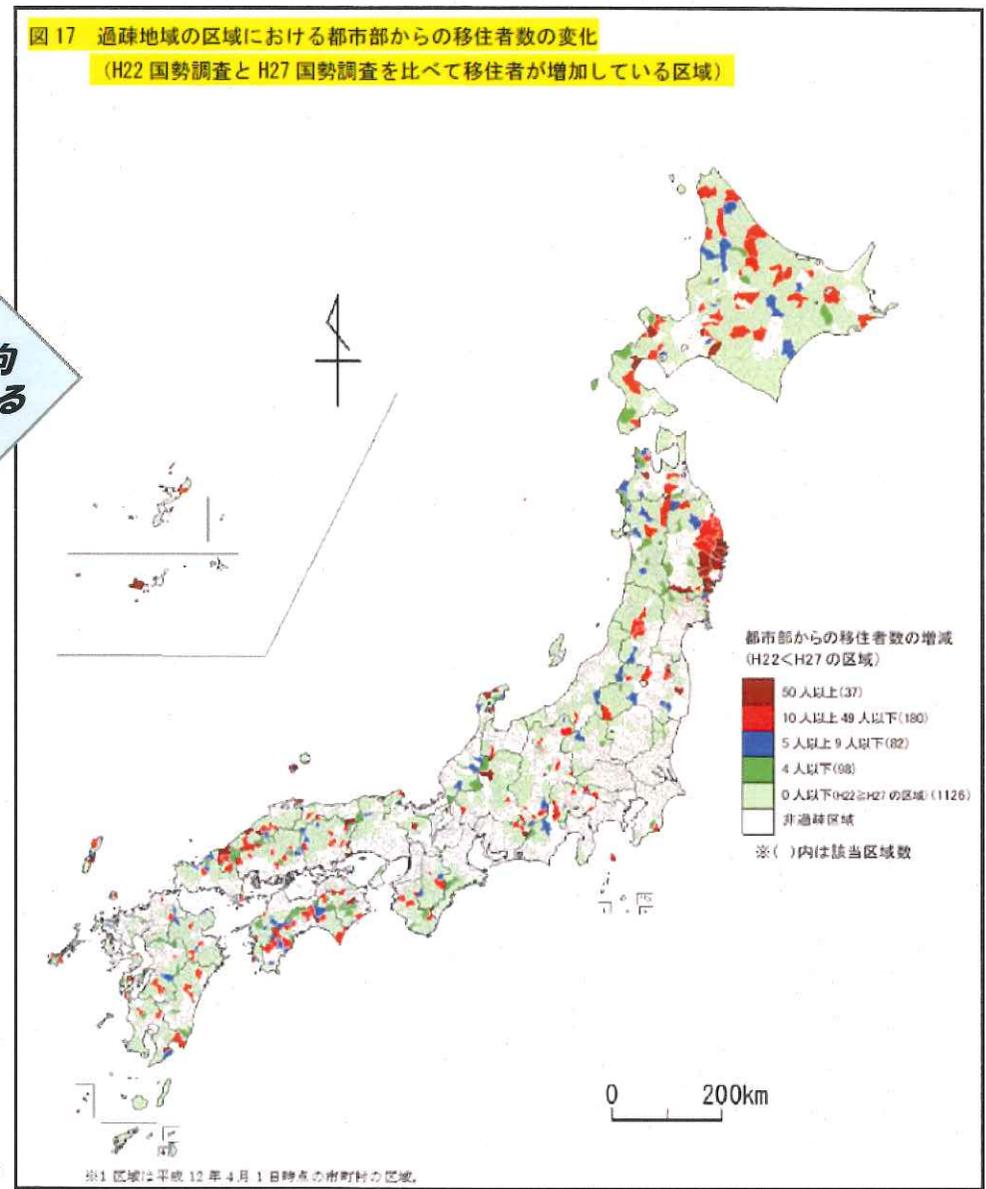
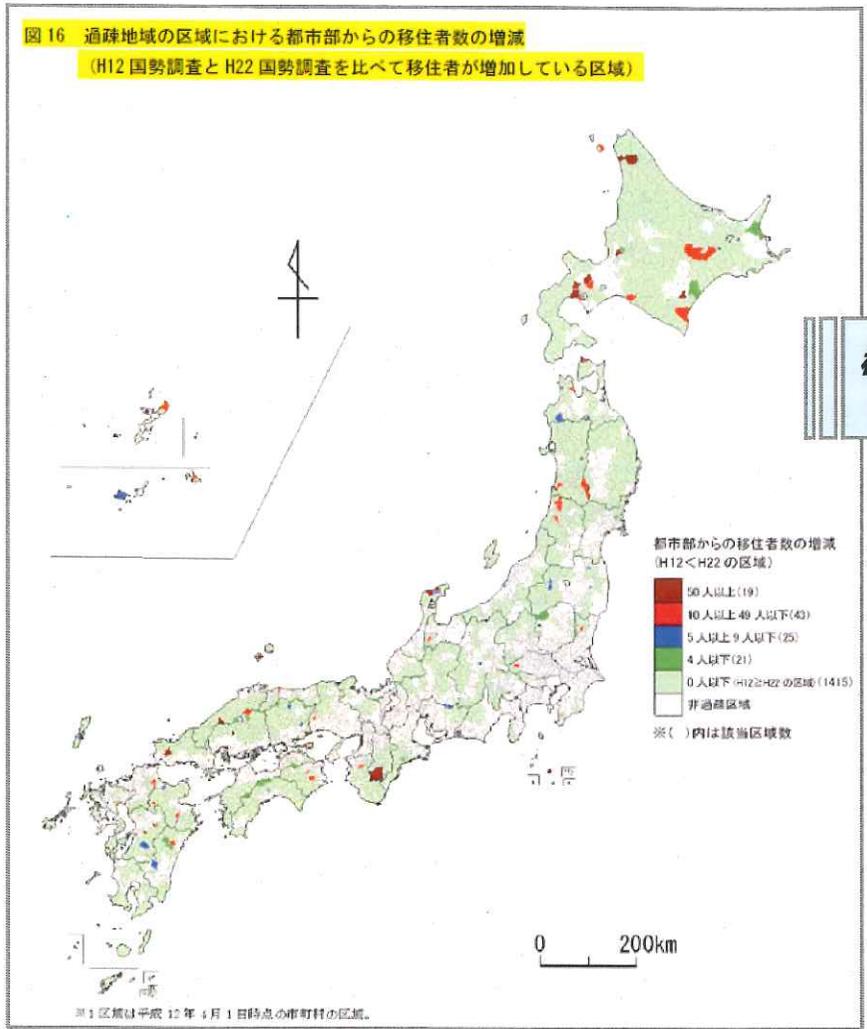
農村

+50人以上の移住者増減のあった区域(旧市町村単位)は増えている。

図 16 過疎地域の区域における都市部からの移住者数の増減
(H12 国勢調査と H22 国勢調査を比べて移住者が増加している区域)

図 17 過疎地域の区域における都市部からの移住者数の変化
(H22 国勢調査と H27 国勢調査を比べて移住者が増加している区域)

移住傾向
が強まる



出典:総務省資料



来たるTPP11・日EU-EPAの発効等、さらなる国際化



近年の国際貿易交渉における主な農産物市場アクセス合意内容(抜粋)

日豪EPA

2014年7月署名

TPP11

2018年3月署名

日EU-EPA

7月署名

- コメ: 関税撤廃等の対象から除外
- 小麦(食糧用): 将来の見直し
(飼料用): 食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化
- 牛肉:
(冷凍): 段階的に18年目に19.5%まで削減(現行税率38.5%)
(冷蔵): 段階的に15年目に23.5%まで削減(現行税率38.5%)
※輸入が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入
- 乳製品(脱脂粉乳・バター): 将来の見直し
- プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ: 関税割当(枠数量を20年間かけて4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件) など

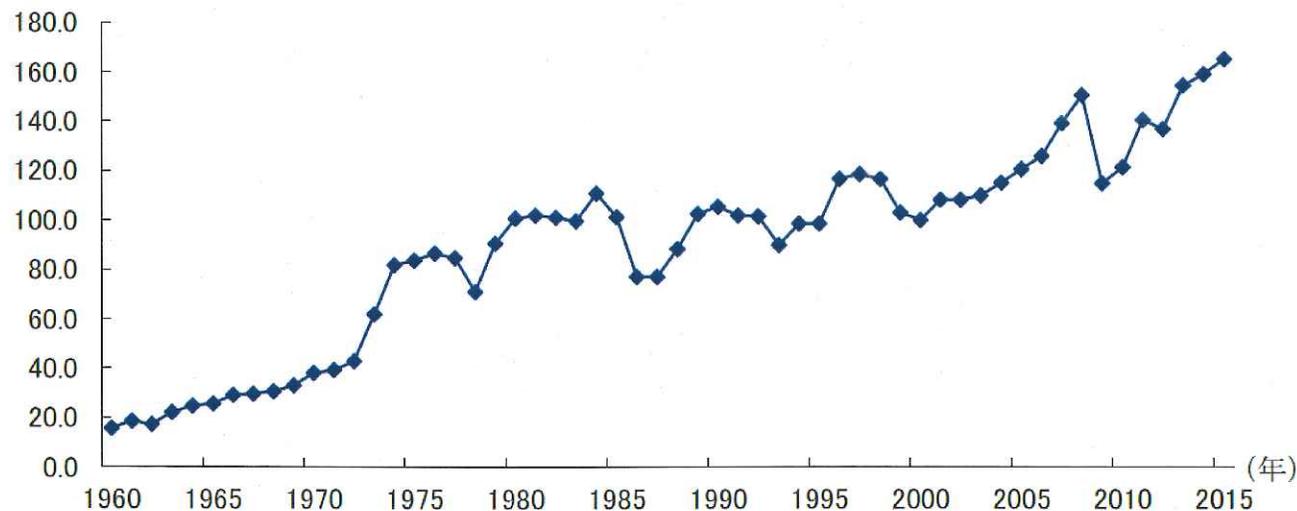
- コメ: 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(341円/kg)を維持。
その上で、既存のWTO枠外に豪州に対してSBS方式の国別枠を設定。
※豪州枠: 0.6万実トン(当初3年維持)
→ 0.84万実トン(13年目以降)
- 麦: マークアップを9年目までに45%削減。
SBS方式の特別輸入枠を設定。
小麦 10万3000トン 大麦 6万5000トン
- 牛肉: 段階的に16年目に9%まで削減(現行税率38.5%)
- 豚肉: 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持
- 乳製品: 生乳換算で6万トンの脱脂粉乳・バターの低関税輸入枠を設定
- りんご: 段階的に削減し、11年目に撤廃
- ぶどう: 即時撤廃 など

- コメ: 関税撤廃等の対象から除外
- 麦・乳製品の国家貿易制度
- 砂糖の糖価調整制度
- 豚肉の差額関税制度は維持。
※関税割当てやセーフガードを確保。
- ソフト系チーズ枠数量(20000トン<初年度>→31000トン<16年目>)においては、段階的に16年目に撤廃
- ハード系チーズ: 段階的に16年目撤廃
- 牛肉: 段階的に16年目9%まで削減(現行税率38.5%)
※輸入急増に対するセーフガードは確保など

今後、国境措置は確実に引き下がっていくことが想定される。
わが国の食と農は、かつてないスピードで国際化・グローバル化。

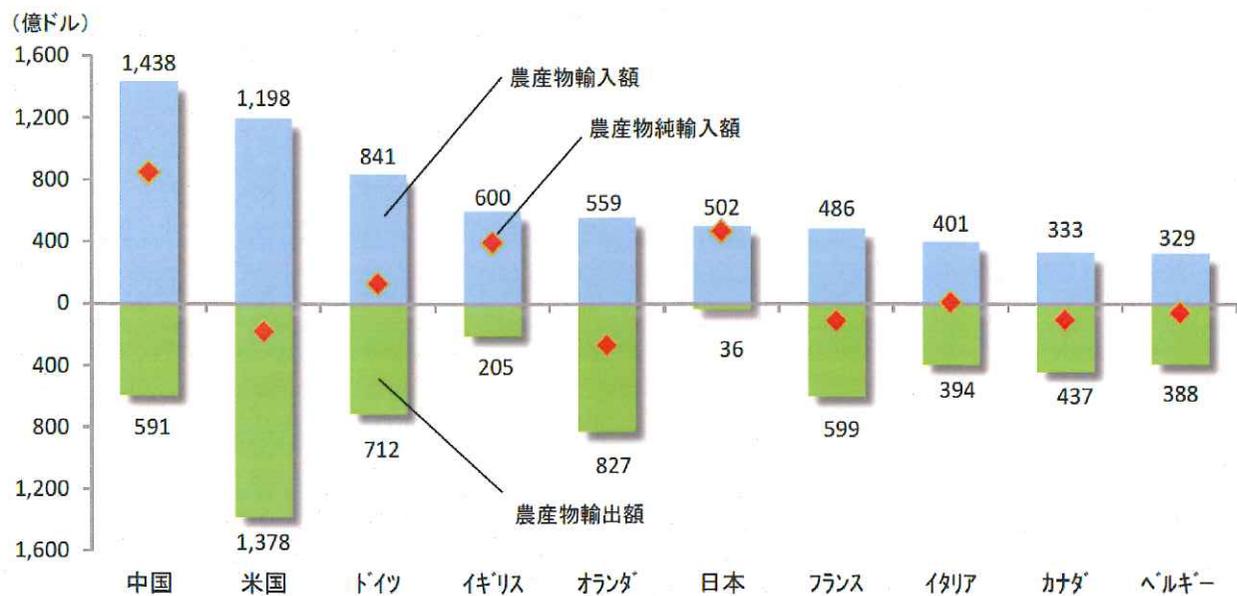


我が国の農産物の輸入金額の推移 (2000年=100)



資料:財務省「貿易統計」をもとに農林水産省で作成。

農産物輸入額上位10カ国の農産物輸入額・輸出額・純輸入額 (2015年)



資料: USDA「Global Agricultural Trade System」をもとに農林水産省で作成。

注:1) 農産物純輸入額 = 農産物輸入額 (CIFベース) - 農産物輸出額 (FOBベース)

2) 中国には、台湾、香港、マカオを含む。



食料安全保障確立のための方向性とは

- ①国民・消費者を巻き込んだ議論
- ②次期「食料・農業・農村基本計画」への
食料安全保障確立に資する政策等の反映
- ③持続可能な食と地域づくりに向けた
JAグループの取り組み



參考資料

参考1: スイスの国民会議と憲法改正等



【スイス国民会議と憲法改正の仕組み】

憲法・法律等改正の議論は、まずステークホルダー会議にて行われる。同会合で了承を得たものが議会で審議・決定される。

【スイス連邦議会】



写真: ウィキペディア

決定・改正

スイス連邦憲法

リンク

スイス農業法

政策の根拠

【スイスの直接支払制度】

- ① 移行支払い(社会的に耐えうる変化の保証)
- ② 農業景観支払
- ③ 供給保障支払
- ④ 生物多様性支払
- ⑤ 景観の質への支払
- ⑥ 生産方式支払
- ⑦ 環境サービス要件、および資源効率支払 など

【国民会議 (ステークホルダー会議)】



写真: Upresentation.com

10万人以上の署名で
様々な発議ができる。

憲法・農業法に掲げる政策の軸に照らして、現行の政策の内容・効果を検証。必要に応じて、事業・交付金の見直し。

国民主導の発議の場がある。

憲法・農業法と政策方向が一致し安定(予算4年固定)。

○スイス連邦憲法(第104条)

- ① 農業政策の主な目的(多面的機能の発揮)と望ましい農業の有り方(持続可能かつ市場指向)、
- ② 農民の経営支援、③ 主な政策手段と課題、④ 財源、等々について記載。より詳細には、「供給の保障」、「農業景観の維持」、「自然資源の保全」、「国土の分散的居住」「農業生産における動物福祉の奨励」等という文言を明記。

→ 農業分野の最終改正は2017年9月、新たに第104条a(食料安全保障)が追加。

- ① 農業生産基盤(農地の保全)、② 農業と農産食品部門の持続的な発展に資する国際貿易、③ 自然資源の保全に資する食料利用(フードロス削減)等について記載。

○スイス農業法(第1条)

憲法第104条と連動、同様の内容が記載されており、スイスの各直接支払制度(農業補助金)の根拠となっている。

参考2: フランスの国民会議と新法制定



【新法制定までの経緯】



マクロン仏大統領
写真: REUTERS/Piroschka van de Wouw

(前提: フランスでは小売の寡占化が進み、食品・農産物の買ったたきが横行。農家の所得は非常に低く、最新の政府調査によれば、最も自殺の多い業種は農業。)

「私は、食品・農産物の価格形成の仕組みを逆転させる」

「農産物価格の決定において、農家を主役にする」

「国民・消費者のフランス農業への期待を受けた農業と農業政策を目指す」と、選挙期間中より訴え、大統領となった。

大統領就任後
創設

国民会議(食料と農業に関する公聴会)



写真: Upresentation.com

農業団体、環境団体、市民・消費者団体、NGO等あらゆる団体で構成。新法の内容を議論。

- 議論・作業にほぼ丸一年(7-12月を中心に)が費やされた。様々な部会が14立ち、食料と農業について多岐にわたる議論が行われた。
- 柱は大きく2つ、「農民の所得を上げること」「食料と農業に対する社会の期待に応えること」、同会議を中心に議論が進められた。
- 最大の眼目は、農業者が適正な価格・所得を得る仕組みを作ること。その点は、「売り手と買い手で契約書をとり結び、同契約書の中に必ず生産にかかった費用を明記することを義務とする」旨が法律に記載され、前進(その他、「無料」セールスの禁止など)。
- また、「学校給食など集団食堂において、地場産・有機産等の野菜を50%以上使用」、「レストラン等へのドギーバック携行を義務づけ」、「動物愛護の強化」等、フランスの国民・消費者の食料・農業への期待を受けた内容も盛り込まれた。
- わが国の法律と異なり、フランスでは目指す目標数値等をふくめ法律に記載がされている。

参考3: 国連「家族農業の10年決議」等



世界の8割が家族農業経営、国連も宣言。

【参考】 農業経営体に占める家族経営体の割合

日本	EU (Family Farms)	米国 (Family Farms)
97.6%(2015年) (1,344/1,377 千戸)	96.2%(2013年) (10,426/10,841 千戸)	98.7%(2015年)

(出典) 日本: 農林水産省「2015年農林業センサス」

EU: Agriculture statistics-family farming in the EU (EUROSTAT、2016年10月公表)

米国: Three Decades of Consolidation in U.S. Agriculture (USDA、2018年3月公表)

【国連】「家族農業の10年決議」(抜粋)

食料安全保障や栄養を向上させ、小規模土地所有者や女性農業者だけでなく、農業協同組合や農業者ネットワークに焦点を当てるための努力を強化する必要性や、グローバルパートナーシップを再活性化するよう各国を奨励する必要性を想起。

家族農業の促進における南南・三角協力の重要性を認識するとともに、知識、経験、優良事例、革新的な政策やノウハウ及びリソースの交換を通じた食料不足問題に係る問題に取り組み、

1. 現在する組織と利用可能な資源の範囲内で、2019～2028年を国連家族農業の10年として宣言することを決定。
2. 家族農業に関する政策を展開し、改善し、実施するとともに、経験やベストプラクティスを共有することを全ての国に奨励。
3. 国連食糧農業機関(FAO)及び国際農業開発基金(IFAD)に対し、その与えられた役割と利用可能な資源の範囲内かつ任意拠出により、適切に他の国連機関と協力し、家族農業の10年に関する実施可能な活動及びプログラムを特定し、展開することを要請。